

答 申 書 (案)

令和 7 年 2 月

滑川町下水道事業審議会

令和 7 年 2 月 18 日

滑川町長 大塚信一 様

滑川町下水道事業審議会

会 長 吉野 正浩

下水道使用料の改定について（答申）

令和 6 年 7 月 3 1 日付け滑上下水第 401 号において、適正な下水道使用料の改定について町長より諮問を受け、慎重に議論を重ね意見をまとめましたので、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 使用料改定の必要性について

滑川町下水道事業は、平成元年に事業着手して以来、公衆衛生の確保と生活環境の改善及び公共用水域の水質保全、浸水の防除といった役割をもち、町民が快適で衛生的に暮らせるまちづくりに欠かすことの出来ない社会基盤施設としての重要な役割を担っている。

現在、事業着手から 35 年が経過していることから、施設の維持管理及び改築更新を適切に行っていく必要があり、さらに、大規模災害や事故を踏まえた下水道の危機管理を含めた施設整備や体制整備が求められている。

また、下水道事業の財政状況をみると、今後市野川流域下水道維持管理負担金等の諸経費の増加による経営状況の悪化や節水機器の普及などから、使用料収入も大幅な増加を期待できない状況にある。

このような状況の中、処理場やポンプ場、管路の計画的な改築を進め、施設の健全性を維持していくためには、施設管理の見直しなどの取り組みを推進するとともに、今後も町民の暮らしを支えるために必要な下水道資産への投資を継続しながら、収益を確保するために中長期的な視点で事業経営に取り組む必要がある。今後、下水道施設の更新工事等の増加により経営状況は悪化することが予測され、健全な事業運営及び安定的な下水道サービスを行うためには、下水道使用料の改定が必要であると判断した。

2. 使用料体系について

滑川町における現行の使用料体系は、1 0 m³までの「基本料金」と 7 段階の「超過料金」を併用している。今回の使用料改定においては、使用者負担の公平性の観点から、

①「基本料金」・「超過料金」一律で改定する

②対象事業は公共下水道事業と農業集落排水事業とする

浄化槽事業は、月額使用料が税抜き 3,000 円であり公共下水道事業や農業集落排水事業

よりも使用料が高額であることと、令和 5 年度末で 176 基設置しているが、今後も整備予定があるため、スケールメリットの観点を考慮し今回の改定は見送ることとする。

合わせて受益者の急激な負担増を回避し、受益者間の負担の公平性を勘案した結果、「基本使用料」と「従量使用料」について、各使用者層に配慮し引き上げとしたことは妥当と判断する。基本料金については、使用水量に関わらず発生する経費の一部を各使用者に均等に賦課するものであり、超過料金については、使用水量毎の使用料に負担の偏りがないように、小口利用者の負担軽減を考慮しつつ、大口利用者に対する負担の適正化を図り、使用者の理解が得られるよう、負担の公平性確保に努めた。以上のことを踏まえた下水道使用料体系の現行と改定案を表 1 に示す。

3. 改定率について

並行して現在改定中の「滑川町下水道事業経営戦略」に基づき、今後の経営状況を試算した結果、当年度純利益や経費回収率が悪化する見込みであることが判明した。これを踏まえ、将来的な収益確保及び内部留保の増加を考慮すると、基本料金・超過料金で平均約 25% の改定率が妥当と判断する。各従量区分の改定は表 1 のとおりとする。

4. 使用料の改定期間について

町民への周知期間を十分に確保することを考慮したが、今後の経営状況を鑑み早期に収入増加をすることが必要とし、令和 8 年 4 月 1 日に行うことが適当であると判断した。

(附帯意見)

1. 経営の健全化

今回の使用料改定による収支の改善は、経営戦略に掲げられた事業計画と経営基盤強化策が着実に実施されることが前提である。そのため、的確に経営状況を把握するとともに、検証と評価、必要な見直し等を行いしっかりとした戦略を持ってさらなる経営の健全化を図られたい。

2. 定期的な見直し

使用料改定については、平成 6 年度の供用開始から今日まで改定を一度も行っておらず、長期にわたり据え置かれてきた。 今後は、将来世代に負担を先送りしないよう、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化や、下水道施設の更新・改築経費の増加など下水道事業を取り巻く環境の変化を考慮して、定期的に下水道使用料の見直しを行うよう努められたい。

3. 使用料改定の周知

下水道事業を円滑に運営するためには、町民と情報を共有し相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は町民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者

に改定の趣旨や内容等について理解を得るよう、情報を公開し周知に努められたい。

4. 有収率の向上

雨水や地下水等の不明水が混入すると、水量が増え汚水処理にかかる費用が増加することから、不明水の発生している地域を絞り込み、対策案の立案から実行へと段階的に進め、有収率の向上を図り汚水処理にかかる費用の削減に努められたい。

表1 滑川町下水道使用料金表（公共・農集）

（1 か月につき）

（税込）

区分	水量	現行 使用料	改定後 使用料	改定率
基本料金	10 立方メートルまで	1,100 円	1,375 円	25.0%
	10 立方メートルを超え 20 立方 メートルまで	143 円	176 円	23.1%
	20 立方メートルを超え 30 立方 メートルまで	165 円	209 円	26.7%
	30 立方メートルを超え 50 立方 メートルまで	187 円	242 円	29.4%
	50 立方メートルを超え 100 立 方メートルまで	209 円	264 円	26.3%
	100 立方メートルを超え 200 立 方メートルまで	231 円	286 円	23.8%
	200 立方メートルを超え 500 立 方メートルまで	253 円	308 円	21.7%
	500 立方メートルを超えるもの	286 円	363 円	26.9%

滑川町下水道事業審議会 委員名簿

(敬称略)

No.	役職	氏名
1	会長	吉野 正浩
2	副会長	大塚 文行
3	委員	内田 敏雄
4	委員	小澤 実
5	委員	神田 明
6	委員	檀原 美明
7	委員	武井 宏道
8	委員	大山 尚美
9	委員	石井 邦久
1 0	委員	飯塚 比呂志
1 1	委員	吉澤 稔
1 2	委員	稲葉 一正
1 3	委員	池内 由美子
1 4	委員	矢部 紀雄

審議経過

開催回	開催日時	開催場所	審議内容
第 1 回	令和 6 年 7 月 31 日	滑川町役場 会議室	・滑川町水道料金等審議委員の決定 ・会長、副会長の決定 ・下水道使用料の額について (諮問) 1. 審議会開催の目的 2. 下水道の役割 3. 滑川町の下水道と下水道使用料 4. 事業の現状分析と課題
第 2 回	令和 6 年 10 月 30 日	滑川町役場 会議室	1. 公営企業 経営の原則 2. 滑川町下水道事業 令和 5 年度 決算及び決算に基づく現状分析 3. 経営戦略による将来の見通し 4. 経費削減策について 5. 使用料改定時 体系イメージ
第 3 回	令和 6 年 12 月 20 日	滑川町役場 会議室	1. 前回までの振り返り 2. 経費削減策について 3. 使用料改定時 体系イメージ
第 4 回	令和 7 年 1 月 31 日	滑川町役場 会議室	1. これまでの審議会の振り返り 2. 滑川町下水道事業の課題 3. 下水道使用料改定案について 4. 答申案について
第 5 回	令和 7 年 2 月 18 日	滑川町役場 会議室	●答申（案）の最終決定 ●答申書の交付